

申請期限を **令和8年3月2日** に延長しました！

徳島県賃上げ応援サポート事業のご案内



設備投資等の**生産性の向上**に取り組み、**賃上げを行う**「中小・小規模事業者」を支援します！

実質
負担なし！

① 国の業務改善助成金の上乗せ助成

生産性向上のために設備投資等を行うとともに、賃金引き上げに取り組み、国の「業務改善助成金」を受給した事業者に対して、「業務改善助成金」の助成率に応じて、助成金を上乗せして補助します。
(まずは徳島労働局に業務改善助成金の申請が必要です。)

業務改善助成金については
こちらをご確認ください。



<対象要件>

● **令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に**、徳島労働局に国の「業務改善助成金」の交付申請を行い、**令和8年2月27日(金)までに確定通知を受けていること** 等

設備投資額が助成**上限額**内の場合

| 国の助成率 | 県の助成率 | 国と県をあわせて |
|-------------------------------|-------|---------------------------|
| 設備投資等に要した費用 × 9/10 の場合 | + | 設備投資等に要した費用 × 1/10 |
| 設備投資等に要した費用 × 4/5 の場合 | + | 設備投資等に要した費用 × 1/5 |
| 設備投資等に要した費用 × 3/4 の場合 | + | 設備投資等に要した費用 × 1/4 |

※設備投資が助成上限額を超える場合は、一部負担あり

② 社会保険労務士への報酬費用補助

次の(ア)「業務改善助成金」、(イ)「キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)」の書類作成等に係る社会保険労務士への報酬費用を補助します。(※1)

社会保険労務士への依頼を考えている方は、**補助制度の活用もご検討ください！**



<補助額>

● 報酬費用に補助率1/2をかけた額(上限:10万円)

※(ア)及び(イ)の両方を提出する場合、**上限額は各10万円となります。**

<申請手順>

| | | |
|--------------|---|-----------------|
| (ア)のみ申請 | ⇒ | 「①上乗せ助成」とあわせて提出 |
| (ア) + (イ)を申請 | ⇒ | 「①上乗せ助成」とあわせて提出 |
| (イ)のみ申請 | ⇒ | 単独で提出 |

(ア) 「業務改善助成金」

※令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に交付申請を行い、**令和8年2月27日(金)までに、額の確定通知を受けていること。**

(イ) 「キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)」

※令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間にキャリアアップ計画書を作成し、**令和7年3月31日(月)までに、徳島労働局に受理されていること。**

(※1) 年間契約をしている場合は、上記(ア)、(イ)の書類作成等を依頼したことで、追加で発生した料金部分を補助対象とします。

申請方法

申請書類を**令和8年3月2日(月)**までに、徳島県生活環境部労働雇用政策課に提出してください。

※予算の範囲内で交付するため、申請期限内に募集を終了する場合があります。

※詳しくは県HPをご確認ください。

県HPはこちら！

「徳島県賃上げ応援サポート事業」に関するお問い合わせ

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県生活環境部労働雇用政策課 労働・働きがい推進担当

MAIL: roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

徳島県 賃上げ応援サポート

検索

TEL: 088-621-2346

FAX: 088-621-2852

